国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定に基づき、令和5年度 地籍調査事業計画(令和4年度補正予算繰越分を含む。)を次のように定めた。

調査を行う	卸本口的	調査区域
者の名称	調査目的	(計画区名)
水戸市		笠原町の一部 (笠原V)
土浦市		右籾、烏山五丁目の各一部(右籾【区】)
		烏山三丁目、四丁目、五丁目の各一部(烏山【I】)
古河市石岡市		女沼、下大野の各一部(女沼 I)
		尾崎の一部(尾崎皿)(尾崎Ⅳ)
		横山町二丁目の全部(横山Ⅱ)
		府中一丁目、二丁目、国府三丁目、若宮一丁目、総社一丁目の各一部(府中Ⅳ)
		総社一丁目、若宮一丁目、二丁目の各一部(若宮V)
結城市		結城の一部(結城Ⅴ)(結城Ⅵ)(結城Ⅶ)
龍ケ崎市		川原代町、入地町の各一部(川原代XII・入地VI)
常総市		豊岡町の一部(豊岡双)(豊岡X皿)
高萩市	_	下君田の一部(下君田〔X〕)
		中戸川の一部(中戸川〔Ⅰ〕)(中戸川〔Ⅱ〕)
北茨城市		日棚・松井の各一部(日棚・松井)
		上小津田・下小津田の各一部(上小津田〔Ⅰ〕)
取手市		白山三丁目、四丁目、六丁目の各一部(白山皿)
		白山五丁目、本郷一丁目の各一部(白山Ⅳ本郷Ⅰ)
つくば市		赤塚の一部(赤塚Ⅱ)
		下原の一部(下原)
ひたちなか市	地籍の明確化	足崎、高野の各一部(足崎Ⅶ・高野Ⅴ)
		高野、高場の各一部(高野VI・高場 I)
鹿嶋市		宮中の一部(宮中Ⅱ)(宮中Ⅲ)
潮来市		上戸の一部(上戸V) (上戸Ⅵ)
守谷市	-	松並の一部(松並Ⅱ)(松並Ⅲ)
		本町の一部 (本町 I)
筑西市		伊佐山、女方の各一部(女方Ⅱ) 女方の一部(女方Ⅲ)
		菅谷、玉戸、一本松の各一部 (一本松A2)
坂東市		矢作、大崎、法師戸の各一部(矢作Ⅴ・Ⅵ・大崎Ⅱ・Ⅲ・法師戸Ⅰ)
		矢作、莚打の各一部 (グリーンランド)
		中里の一部(中里Ⅵ)
		矢作、大崎、法師戸の各一部(矢作Ⅶ・大崎Ⅳ・法師戸Ⅱ)
		莚打、矢作、法師戸の各一部(莚打Ⅲ・矢作Ⅲ・法師戸Ⅲ)
稲敷市		伊佐部の一部 (伊佐部 I)
神栖市		太田の一部(但馬山 I) (但馬山 II)
つくばみらい市		筒戸の一部 (筒戸【I】)
大洗町		大貫町の一部 (大貫町呱)
		磯浜町の一部(磯浜町VI)
大子町	1	外大野の一部(外大野IV) (外大野 V)
		上野宮の一部 (上野宮Ⅱ)
調査期間		初原の一部(初原I) 令和5年4月~令和6年3月